

(写)

教 健 体 第 7 3 6 号
令和 2 年 (2020 年) 11 月 17 日

各道立学校長 様

教育長

新型コロナウイルス感染症対策の強化について(通知)

本日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、11月以降の新規感染者の急拡大や札幌市を中心とした医療提供体制の逼迫状況に危機感をもって対応しなければならないとして、道の警戒ステージは「ステージ3」を維持しつつも、11月17日(火)から27日(金)までの間、札幌市において「ステージ4」相当の強い施策を講じることとされました。

学校に関しては、国から示されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)による学校の行動基準は、引き続き全道域でレベル2により対応しますが、札幌市内はもとより、全道的に児童生徒等の感染事例が増えていることを踏まえ、次の事項に特に留意して感染症対策を強化してください。

記

1 学校における感染リスクの回避

- (1) 発熱等の風邪の症状がある場合(本人及び同居の家族も含む)には、登校しないよう改めて指導すること。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、改めて衛生管理マニュアルを確認し遵守すること。
- (3) 昼食時は、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えること。
- (4) 休み時間や放課後の活動時間においても、マスクの着用や3密の回避に留意すること。
- (5) 冬期間においても、室温が下がらない範囲で常時窓開け等の換気を行うこと。
また、衣服や暖房等による調節を行うなどして温度、湿度の管理に努めること。

2 登下校時における感染リスクの回避

- (1) 身体的距離が十分確保できる場合を除き、登下校中もマスクを着用し、特に公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し車内での会話を控えること。
- (2) 部活動など放課後の活動時間については、公共交通機関が混雑する通勤時間と重ならないよう配慮すること。
- (3) 下校時は、速やかに帰宅すること。

3 家庭における衛生管理の徹底

児童生徒等及び保護者に対し、既に送付した別添「保護者の皆様へ(Ver. 3)」及び「保護者の皆様へ(Ver. 4)」を活用するなどして、同居家族の健康観察、マスク着用、手洗い等、家庭においても衛生管理が徹底されるよう要請すること。

4 オンライン学習サポートの活用

臨時休業や出席停止中の児童生徒に対し、オンライン学習等を活用して学習保障を行うこと。

学校教育局高校教育課
学校教育局特別支援教育課
学校教育局健康・体育課
学校教育局生徒指導・学校安全課